

国立国会図書館

TPP の概要と論点 各論（下）

—環太平洋パートナーシップ協定署名を受けて—
調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 903 (2016. 3. 18.)

はじめに

I 農林水産業

II 食品安全

III 工業品

IV 投資・サービス (以上 902 号)

V 政府調達—公共事業を中心に—

VI 金融分野

VII 医療分野

VIII 知的財産権—著作権を中心に—

おわりに (以上本号)

- TPP 署名を踏まえ、政府調達、金融、医療、知的財産権の分野の論点（合意内容、影響、対策等）を整理した。TPP 全体の論点は総論編を参照されたい。
- 金融関係では、我が国の民間金融機関の海外展開が促進される。郵便保険事業者による保険サービスの提供や国有企業に関する規定もあるが、かんぽ生命等の制度変更は行われなため、影響はないとの説明が政府からなされている。
- 医療関係では、医薬品の知的財産に関して、データ保護期間等の規定が設けられた。現行の公的医療保険や薬価制度に変更は生じないとされているが、TPP の下で今後も制度変更への圧力が続くとの見方もある。

国立国会図書館調査及び立法考査局

第 9 0 3 号

V 政府調達—公共事業を中心に—

1 政府調達章の概要

第15章（政府調達）は、特定の調達機関（中央政府、地方政府（日本の場合は都道府県及び政令指定都市）及びその他の機関）が一定基準額以上の物品やサービスを調達する際の入札・契約手続に関する基本的なルールを規定している。

主な規定には、①公開入札の原則、②入札における内国民待遇及び無差別待遇、③調達の過程の公正性及び公平性、④追加的な交渉等がある（表5-1参照）。また、世界貿易機関（WTO）の「政府調達に関する協定」（Agreement on Government Procurement: GPA）には見られない点として、TPPでは官民連携事業に係る契約が政府調達の要件を充たす契約として規定された（第15.1条、第15.2条）¹。

対象機関、対象物品・サービス、各調達の適用基準額等については、第15章附属書15-Aに規定されている。なお、参考として、TPPとGPAにおける日本の政府調達分野の対象機関と調達基準額（例外を除く）を、表5-2に示す。

表5-1 政府調達章の主な規定

第15.4条	内国民待遇及び無差別待遇 各締約国は政府調達に係る措置について、他の締約国の物品及びサービス並びに他の締約国の供給者に対し、内国民待遇及び無差別待遇を与えること
	公開入札の原則 調達機関は政府調達について公開入札の手続を用いること
第15.15条	調達の過程の公正性及び公平性 調達機関は全ての入札書を、調達の過程の公正性及び公平性並びに入札書の秘密性を保証する手続に従って受領し、開札し、及び取り扱うこと
第15.24条	追加的な交渉 締約国は本協定の効力発生から3年以内に、適用範囲の拡大を達成するため、交渉（地方政府に関する適用範囲を含む）を開始すること

（出典）TPP第15章等を基に筆者作成。

表5-2 日本の政府調達分野（TPP及びGPA）の対象機関及び調達基準額

対象機関	中央政府			地方政府（都道府県及び政令指定都市）			その他の機関（特殊法人、独立行政法人等）		
	物品・その他サービス	建設サービス	技術サービス	物品・その他サービス	建設サービス	技術サービス	物品・その他サービス	建設サービス ^(注2)	技術サービス
基準額 単位:万SDR ^(注1)	10	450	45	20	1500	150	13	A群 1500 B群 450	45
(参考) GPAの邦貨 換算額 ^(注3)	1300万円	6億円	6000万円	2700万円	20億2000万円	2億円	1700万円	A群 20億2000万円 B群 6億円	6000万円

（注1）SDRとは、国際通貨基金（IMF）に加盟する国が持つ資金引出権及びその単位。

（注2）A群は東日本高速道路・東京地下鉄その他特殊法人など、B群は平成13年に中央政府から独立した独立行政法人など。

（注3）平成26年4月16日から適用されている邦貨換算額。なお、平成28年度から新しい換算額が適用される予定。

（出典）TPP第15章附属書15-A等を基に筆者作成。

2 国内市場への影響と政府の見解

TPP交渉入り前には、公共工事を含む政府調達市場を開放する対象機関の拡大や調達基準額の引下げ（GPAの水準を上回る緩和）による影響が懸念された。特に地方自治体の調

¹ 内閣官房 TPP 政府対策本部「TPP協定の経済効果分析」2015.12.24, pp.32-33. <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/kouka/pdf/151224/151224_tpp_keizaikoukabunnseki02.pdf> なお、第15.1条には、建設・運営・移転に係る契約（BOT契約）及び公共事業に関する特別の許可に係る契約について定義されている。

達基準額が引き下げられた場合には、地方の公共工事に外国企業が参加するようになり、地元の建設業者の経営が圧迫される等の意見が相次いだ。²

TPP 大筋合意を受けて、国土交通省は「日本の約束内容は、既存の WTO 政府調達協定での約束内容と調達基準額・対象機関とも同水準であり、国内建設市場等への新たな影響は生じないものと考えている。そのため、これらの約束内容により、各地域の建設企業の公共事業受注機会が減少することはない。」と説明している³。

しかし、今回、TPP の政府調達章に、TPP 発効後 3 年以内に適用範囲を拡大するための交渉を開始する規定が設けられたことで、今後再び市場開放を求められることが懸念される。これに対し、政府は、この規定が地方政府を TPP の政府調達章の適用対象としていない国の適用範囲の拡大を念頭に置いていることや、そもそも日本が既に十分な市場開放を達成していることを理由に挙げ、適用範囲の拡大を求められる可能性は低いとの見方を示している。⁴

3 政府調達市場の拡大とインフラ輸出促進

TPP により、各国が政府調達市場を開放することで、日本企業は海外に進出しやすくなることが見込まれている。具体的には、①マレーシア、ベトナム、ブルネイは初めて国際競争入札が義務付けられ、段階的に市場を開放する、②米国、豪州、カナダ、シンガポールは既存の我が国との国際約束を上回る対象機関について市場を開放する、③豪州、チリ、ペルーは既存の我が国との国際約束よりも対象となる調達の基準額を一部引き下げる⁵。

また、アジア地域では今後、多くのインフラ需要が見込まれており⁶、TPP による新たな市場開放は日本の建設業を含むインフラ関連産業に大きな利益をもたらす可能性がある。しかし、有識者からは、インフラ受注において安値で受注する中国や韓国に競り負けている状況を踏まえて、たとえ TPP で政府調達市場の開放が進んだとしても、受注できるのは高い技術や安全性など日本の強みをいかせる案件に限られる以上、海外受注の大幅拡大は見込みがたいとする見方が提示されている⁷。

こうした中、政府は、平成 32 (2020) 年に約 30 兆円のインフラシステムの受注実現を目標に掲げ、円借款等手続の迅速化、リスクマネーの供給拡大、人材育成、トップセールスの実施等の対策により、官民連携によるインフラ輸出の促進を目指している⁸。

² そのほか、国際入札案件の増加の影響として、例えば入札書類の英文表記による事務負担の増加とそれによる事業執行の停滞等を懸念する意見も提示された（「国のかたちを考える／TPP 交渉参加めぐる業界の懸念／政府調達は」『日刊建設工業新聞』2013.4.25 等）。

³ 国土交通省土地・建設産業局国際課建設産業海外ビジネス推進室「環太平洋パートナーシップ (TPP) の大筋合意ー建設業・不動産のビジネスチャンス到来ー」2015.12, p.15. <<http://www.mlit.go.jp/common/001115284.pdf>>

⁴ 「TPP を巡る懸念や不安に関する Q&A」2015.12.24. 内閣官房 TPP 政府対策本部 HP <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/qanda/pdf/151224_tpp_qanda.pdf>

⁵ 「政府調達章 附属書」内閣官房 TPP 政府対策本部 HP <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/chapters/ch_betten_05.pdf> 等を参照した。

⁶ 例えば、みずほ総合研究所は、2015～2020 年の期間のアジア地域におけるインフラ投資必要額は、6.5 兆ドルと推計している（みずほ総合研究所「内外経済の中期見通しー長期展望も視野に、2020 年までの世界経済の行方」2015.7.24, p.27. <http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/forecast/outlook_150724.pdf>）。

⁷ 沢井篤生「TPP シリーズ (5) TPP が国内建設産業に与える影響ー日本的慣行への楔?ー」『Mizuho Short Industry Focus』62 号, 2013.6.24, pp.2-3. <http://warp.da.ndl.go.jp/collections/NDL_WA_po_print/info.ndljp/pid/8702172/www.mizuho.co.jp/corporate/bizinfo/industry/pdf/NDL_WA_po_msif_062.pdf>

⁸ 「総合的な TPP 関連政策大綱」（平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合対策本部決定）p.4. 首相官邸 HP <http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2015/tpp/20151125_tpp_seisakutaikou01.pdf>

VI 金融分野

1 金融分野に係る協定及び日米並行交渉の概要

金融分野は、TPP の第 11 章（金融サービス）、附属書 11-B 第 C 節及び附属書Ⅲの各国の表¹が主に関係するが、日本郵政グループの金融事業は、第 17 章（国有企業及び指定独占企業）も関係する。また、TPP の枠外で日米並行交渉が行われ、その中で、かんぽ生命による日本における保険の販売について交渉が妥結した。概要は以下のとおりである。²

(1) 金融サービス章

金融サービス章は、締約国が採用・維持する措置であって、他の締約国の金融機関や投資家、越境での金融サービスの提供等に関するものについて、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス制限の禁止といった規律のほか、経営幹部等の国籍・居住要件の禁止、支払・清算システムへのアクセス許可、保険サービス提供の迅速化等の規律も定めており、金融サービスの原則自由化が図られている。ただし、適合しない措置等を附属書Ⅲの各国の表に限定列挙している（留保という）。日本は、外国銀行の支店が受け入れる預金については預金保険制度の対象としないとしているほか、ある種の損害保険等についても若干の留保を掲げている。締約国の中には、外資の参入を制限してきた国もあるが、原則自由化（完全自由化ではない場合も、留保の改善によって、規制が大幅に緩和される）によって日本の金融機関の海外進出が容易になると考えられている。例えば、ベトナムでは、外資による地場銀行への出資上限が 15%から 20%に引き上げられる。また、マレーシアでは、外資銀行の現地法人の出店上限が拡大され、店舗外 ATM の設置規制も撤廃される。

また、金融サービス章や TPP（第 2 章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）、第 3 章（原産地規則及び原産地手続）、第 4 章（繊維及び繊維製品）、第 5 章（税関当局及び貿易円滑化）、第 6 章（貿易上の救済）、第 7 章（衛生植物検疫措置）及び第 8 章（貿易の技術的障害）を除く。）の他の規定にかかわらず、各国が預金者、投資家等を保護するための措置や、金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を採用・維持することを妨げない旨が記されている（第 11.11 条）。

なお、郵便保険事業者による保険サービスの提供について、締約国は、民間のサービス提供者よりも有利となるような措置を採用、維持してはならず、民間に対して適用する規制及び執行活動と同様のものを適用しなければならないと規定されている。さらに、締約国は、郵便保険事業者に対し、当該保険サービスの提供に関する年次財務諸表の公表を要求しなければならない。そして、第 28 章（紛争解決）に基づくパネル（小委員会）が、規

¹ “Annex III-Financial Services Non-Conforming Measures.” 内閣官房 TPP 政府対策本部 HP <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_text_en.html>

² なお、これらに加えて、TPP の前文では、締約国は、締約国の関連当局が適当な場において、為替に係る事項を含む経済全般に関する協力を強化するために行っている重要な活動を認めることを決意した旨が記されている。そうした中、TPP 参加国のマクロ経済政策当局は、マクロ経済政策及び為替政策の協調を強化していく共同宣言を公表した（財務省「TPP マクロ経済政策当局による共同宣言の公表に関するステートメント」2015.11.6. <https://www.mof.go.jp/international_policy/others/20151106_thejointdeclaration.htm>）。同宣言では、国際競争力の強化を目的とした自国通貨の切下げ競争を回避することや、各 TPP 参加国のマクロ経済政策及び為替政策が他の TPP 参加国に与える影響等について検討する TPP マクロ経済グループの設立等が記されている。為替の問題は、米国議会で関心の高い項目でもある。ただし、為替政策等を協議する当該枠組みは法的拘束力を持たず、日本の為替政策が変更を迫られることはないとの見方がある（「TPP、為替政策や金融政策で拘束力持つことはない＝麻生財務相」2015.11.6. ロイターHP <<http://jp.reuters.com/article/idJPL3N1311J720151106>>）。

定に適合しない措置を締約国が設けていると認める場合には、締約国が新規保険商品の開発等を許可する前に、締約国間で協議が行われる可能性がある（附属書 11-B（特定の約束）第 C 節（郵便保険事業者による保険の提供））。

（2）TPP の枠外で行われた保険に関する日米並行交渉

TPP の枠外であるが、（1）で紹介した郵便保険事業者による保険サービスの提供に係る規定と関連が深いものに、日米並行交渉がある。そこでは保険についても議論され、かんぽ生命による日本における保険の販売について交渉が妥結した。その概要は、例えば、日本政府は、日本郵政がその販売網を通じて民間の保険サービス提供者の商品（かんぽ生命の商品と競合するものを含む）を取り扱うことを抑制されないことを確保すること、日本郵政がその販売網を通じて販売する保険商品を選択する際、商業的な原則に基づき選択を行うことを確認すること、日本政府は、TPP に従い、同種の保険サービスを提供する民間のサービス提供者よりも、かんぽ生命による保険サービスの提供の方が有利となるような競争条件を生じさせてはならないこと等を約束及び確認したものである。³

（3）国有企業及び指定独占企業章

再び TPP の規定の話に戻る。国有企業とは、商業活動に従事する企業であって、締約国が 50% を超える株式を直接に所有する企業や、持分を通じて 50% を超える議決権の行使を支配している企業等を指し（第 17.1 条）、日本郵政、かんぽ生命、ゆうちょ銀行は、現状では国有企業に該当する。

同章は、締約国に対し、当該国の国有企業が物品又はサービスの購入や販売に当たり、商業的考慮に従って行動することを確保したり、国有企業が他の締約国の企業に無差別待遇を与えることを確保することを求めている（第 17.4 条）。

加えて、いずれの締約国も、自国の国有企業を援助することによって他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならない旨も規定されている（第 17.6 条）。ただし、その対象は、国有企業の物品の生産及び販売、海外でのサービス等とされており、国内で提供するサービスについては、悪影響を及ぼさないものとみなすとされている（影響については 2(2)）。

2 影響

日本の金融分野は基本的に既に自由化されているが、上記の内容を踏まえると、日本の民間金融機関、かんぽ生命、ゆうちょ銀行には、それぞれ次のような影響が生じる可能性があると言われている。

（1）金融機関の海外展開

アジアの新興国において金融分野での外資規制が緩和されることによって、日本の民間金融機関の海外展開が促進されることを期待する声が多く見られる。甘利明 TPP 担当大臣（当時）は、日本各地で地場産業を支えている地方銀行の海外進出によって、地方の中小企業の海外展開に対するサポートもされることになると述べている⁴。金融界からも、商機

³ 「保険等の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡」内閣官房 TPP 政府対策本部 HP <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/side_letter_yaku/side_letter_yaku21.pdf> 等を参照。

⁴ 「甘利大臣による記者会見の概要」2015.10.5. 内閣官房 TPP 政府対策本部 HP <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/10/151005_daijin_kaijen.pdf>

が広がると、歓迎するコメントが相次いでいる⁵。さらに、マレーシアでは店舗外に設置される ATM についての規制が撤廃されることで、日本人旅行者や出張者の利便性が増すと考えられている。

(2) かんぽ生命やゆうちょ銀行への影響

金融サービス章の附属書で郵便保険事業体による保険の提供について規定が盛り込まれたことについては、かんぽ生命の優遇へのけん制だとする見解もある⁶。TPP によって、かんぽ生命に影響が生じるのではないかという指摘は TPP 締結以前にも見られた。こうした規定が盛り込まれた背景として、日本政府が大株主である日本郵政の傘下であるかんぽ生命が「日本の保険市場の競争を妨げている」等と米国が批判し続けてきたことを挙げる向きもあり、今後、TPP 合意を根拠に、かんぽ生命が新規事業に乗り出すことを日本政府が認めないように米国が圧力を強める可能性もあると指摘されている。日米並行交渉でも、保険に関する米国の主な関心は、かんぽ生命であった。また、日本郵政、かんぽ生命、ゆうちょ銀行は国有企業に該当するため、商業的考慮に従って行動することや、他の締約国の企業を自国の企業等と比べて差別的に扱わないといった対応(第17.4条)が求められる。例えば、保険商品の販売提携先を選ぶ時に外資を除外したりすることができなくなる。加えて第17.6条(非商業的な援助)等の規定の適用も受ける。

しかし、日本郵政グループの金融事業は、既に、民間に対して適用する規制と同様のものが適用されているところであり、無差別待遇及び商業的考慮等に従って行動している。監督も、金融庁と総務省により二重に行われ厳格性が保たれているとの考え方も成り立つ(ただし、米国は、日米並行交渉において、総務省の監督責任が金融庁の監督権限を妨げることのないよう求めている)。また、第17.6条(非商業的な援助)は、国有企業が国内で提供しているサービスには影響を与えるものではないため、現在のようにかんぽ生命及びゆうちょ銀行が国内でサービスを提供している限り、同条の影響はないと考え得る。

TPP 政府対策本部のウェブページに掲載された Q&A⁷においても、「ゆうちょ銀行やかんぽ生命に影響がありませんか。」という問いに対して、「TPP 協定によってゆうちょ銀行やかんぽ生命の制度変更は行われないため、影響はありません。」との説明がなされている。また、「TPP 協定で定められていなくても、保険や食品安全など、アメリカと二国間で日本に都合の悪い約束をさせられているのではありませんか。」との問いには、「TPP 交渉と並行して行った非関税措置に関する日米並行交渉の結果は、これまでの日本の取組や今後の取組を確認するものであり、ご懸念のような内容のものではありません。」との説明がなされている。

さらに、現在、政府は保有している日本郵政の株式売却を進めており、日本郵政は同社が保有するかんぽ生命やゆうちょ銀行の株式の売却を進めているところである。今後それらの企業が国有企業の定義に該当しなくなれば、国有企業及び指定独占企業章の対象外になると考えられる⁸。

⁵ 「TPP 大筋合意、金融界が歓迎 「商機広がる」『日本経済新聞』(電子版) 2015.10.6.

⁶ 「TPP 合意文書概要 21 世紀型 新ルール」『読売新聞』2015.11.6; 「TPP 概要公表 車・金融 日本に厳しく」『読売新聞』2015.11.6.

⁷ 「TPP を巡る懸念や不安に関する Q&A」内閣官房 TPP 政府対策本部 HP <<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/qanda/index.html>>

⁸ 「TPP の国有企業規制」『日本経済新聞』2015.5.8.

VII 医療分野

1 医薬品の知的財産権

(1) 医薬品の知的財産に関する規定の概要

TPP 交渉では、医薬品のデータ保護期間が争点の 1 つとなった。データ保護期間とは、企業が新薬の承認申請時に提出する安全性・有効性のデータを一定期間、非開示とするものである。通常、新薬メーカーは新薬候補物質を発見した時点で特許を取得するが、その後、新薬の販売承認までの治験と承認審査の手続には平均 10 数年、場合によっては 20 年以上が必要となる。その結果、新薬の発売後に残された特許期間が短くなり、数百億円以上かかるとされる新薬開発費の回収を十分行えないことになりかねない。このために設けられているのがデータ保護期間である。データ保護期間は、特許と異なり、新薬の販売承認時を起点としているため、技術の実質的な保護期間を確保できる効果がある。¹

TPP 交渉の最終局面では、有力な新薬メーカーを抱え長期のデータ保護期間を求める米国と、新薬メーカーを持たず後発薬を早期に利用することが自国の利益となる豪州やチリ等との間で調整が難航したことが報じられた。

第 18 章（知的財産）では、医薬品に関し、このデータ保護期間に加え、特許期間延長制度と特許リンケージの規定が含まれた（表 7-1 参照）。これらは、いずれも後発薬の販売を遅らせることで、新薬メーカーを保護する効果を持つものである。

表 7-1 第 18 章（知的財産）における医薬品に関する主な規定

項目	条文	概要
データ保護期間	第 18.50 条	新薬について 5 年以上のデータ保護期間を設定。
	第 18.51 条	生物製剤（バイオ医薬品）については 8 年以上のデータ保護期間、またはその他の手段等による同等の保護を行う。
特許期間延長制度	第 18.48 条	医薬品承認のための試験・審査によって特許権による利益を享受できなかった期間を勘案し、特許期間の延長を認める制度を導入する。
特許リンケージ	第 18.53 条	後発医薬品の承認審査時に、有効特許を考慮することを義務付ける。（特許権者への通知、特許侵害訴訟の解決手続・救済措置、有効特許がある場合は後発薬を承認しない制度等）

（出典）「TPP 分野別ファクトシート：医療等分野」内閣官房 TPP 政府対策本部 HP <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/kouka/pdf/151224/151224_tpp_bunyabetsu06.pdf> 等を基に筆者作成。

(2) 医薬品市場への影響

日本は、世界でも数少ない新薬開発能力を持つ国であり、TPP の合意内容によって利益を享受できる可能性がある。しかし、TPP の影響は、新薬メーカーと後発薬メーカー、また国内市場と海外市場とで異なることに注意が必要である。

日本はデータ保護期間、特許期間延長制度、特許リンケージのいずれについても対応する国内制度を有していることから、政府は制度変更の必要はないと説明している²。このため、製薬業界の関係者は、国内の医薬品市場への TPP の影響はほとんどないと見ている³。

海外市場については、TPP 合意により日本の新薬メーカーの利益が確保され、TPP 締約

¹ 「新薬保護 長め設定は有利 TPP 大筋合意でルールどう変わる（上）」『日経産業新聞』2015.10.20.

² 「TPP 分野別ファクトシート：医療等分野」p.1. 内閣官房 TPP 政府対策本部 HP <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/kouka/pdf/151224/151224_tpp_bunyabetsu06.pdf>

³ 「製薬協の要望、大筋受け入れられた TPP で松原常務、「市場に影響なし」」『日刊薬業』2015.10.23.

国の市場への早期進出が可能になると期待されている⁴。特許期間延長制度と特許リンケージについては、これまで規定が存在しなかった国があるため、今後は日本の新薬メーカーの特許を守る効果がある⁵。バイオ医薬品のデータ保護期間については、規定内容が、8年以上のデータ保護期間、またはその他の手段等による同等の保護という曖昧なものとなったため、どのような影響が出るかは各国の国内法制化の動向を見ないと判断が難しい⁶。日本企業はこれまでのところ新興国に長期の投資回収が必要な新薬は投入していないケースが多いとされるが⁷、今後のためにデータ保護期間が長めに設定されたことは望ましいと見られている⁸。また、データ保護期間で12か国の統ルールができたことで、今後、中国やインド等とルール作りを進める上で有利になるとの見方もある⁹。後発薬メーカーに影響があるとすれば、データ保護期間が新たに設定される締約国で事業展開する場合となるが、その影響は小さいと見られている¹⁰。

政府は、国内制度に変更がなく、現状と比べ後発薬の承認や販売が阻害されることはないため、国内の医療にも影響は生じないと説明している¹¹。しかし、現行では最長5年まで認められる特許期間延長制度については、実際の市販承認までの期間はそれより長い場合、それが特許による利益を享受できなかった期間と認定されれば、延長期間がさらに延びる可能性があるとして指摘されている¹²。後発薬の承認が遅れることになれば、薬価や医療にも影響が生じる可能性がある。

2 公的医療保険・薬価制度

(1) 公的医療保険・薬価制度に関する規定の概要

日本のTPP交渉参加に当たっては、米国がこれまでも日本の市場開放や規制改革を求めてきた経緯もあり¹³、TPPによって保険外の自由診療が広がり国民皆保険制度が脅かされるのではないかと、薬価制度の変更を迫られ薬価が高騰するのではないかなどの懸念が存在していた¹⁴。

合意されたTPPでは、日本は、第10章（国境を越えるサービスの貿易）において、社会保障・社会保険等の公共目的の社会事業サービスについて内国民待遇等の義務を留保しており¹⁵、必要かつ合理的な措置を採用・維持することは妨げられない。また、第11章（金

⁴ 同上

⁵ 「「特許延長」「リンケージ」でも合意、TPP交渉、日本は制度変更の必要なし」『日刊薬業』2015.10.20。

⁶ 清水徹「TPP合意が各国の医薬品特許期間にもたらす影響」『Drug magazine』59(1), 2016.1, pp.75。

⁷ 「TPP、医薬品データ保護8年に 日本への影響は軽微」『日本経済新聞』2015.10.11。

⁸ 『日経産業新聞』前掲注(1)

⁹ 同上

¹⁰ 「奥村知財委員長、TPP「合意でも国内影響なし」データ保護期間5～8年「以上」か」『日刊薬業』2015.8.4。

¹¹ 「TPP協定ルール分野において想定される具体的なメリット例」p.9. 内閣官房TPP政府対策本部HP <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/kouka/pdf/151224/151224_tpp_merritt01.pdf>

¹² TPPテキスト分析チーム「TPP協定の全体像と問題点—市民団体による分析報告— Ver.2」2016.2.5, p.76. アジア太平洋資料センターHP <http://www.parc-jp.org/teigen/2016/TPPtextanalysis_ver.2.pdf>

¹³ 坂口一樹「米国の政権交代後の対日通商外交政策とわが国の医療に及ぼす影響」『日医総研ワーキングペーパー』228号, 2011.2. <<http://www.jmari.med.or.jp/download/WP228.pdf>>

¹⁴ 調査及び立法考査局「環太平洋経済連携協定（TPP）をめぐる動向と課題」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』735号, 2012.2.2, pp.22-24. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_7269147_po_0770.pdf?contentNo=1>（「6 医療」の項）

¹⁵ 「附属書II 投資・サービスに関する留保（包括的留保）日本国の表」pp.2875-2876. 内閣官房TPP政府対策本部HP <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_kariyaku/160202_kariyaku_annex02-2.pdf>

融サービス)では、社会保障に係る法律上の制度については適用が除外されている(第11.2条3)。これらの留保・適用除外の対象には、公的医療保険が含まれると説明されている¹⁶。

薬価制度については、第26章(透明性及び腐敗行為の防止)に附属書26-A(医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続の公正な実施)が置かれ、医療保険の給付における価格決定手続について規定されている。主な内容は、保険適用の審査を一定期間内に完了させること(第3条(a))、そのための手続規則・方法・原則・指針を公開すること(第3条(b))、他の締約国から要請があった場合は協議の機会を与えること(第5条)等である。同附属書の適用範囲は、日本の場合は医薬品の価格決定手続に限定されている¹⁷。同附属書に関しては米国と交換文書が交わされており、医療機器についても第3条の規定事項につき少なくとも現行水準を維持すること、第5条の協議制度のもとで将来の保健医療制度を含めたあらゆる事項について協議する用意があること等が確認されている¹⁸。

なお、保険給付や薬価には必ずしも関係しないが、第8章(貿易の技術的障害)の附属書8-C(医薬品)で、医療機器・医薬品の承認手続の透明性について規定されている。これに対応するため、外国に立地する医療機器の適合性認証機関に対し、新たに命令・監督規定を設けるため「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)の改正が予定されている。

(2) 日本の医療への影響

以上のような協定内容をもとに、政府は、混合診療の全面解禁など医療保険制度に関する変更は行われないと説明している¹⁹。また、前述の附属書26-Aの内容は現行制度の範囲内であり、薬価決定プロセスは変更されず、薬価への影響はないとしている²⁰。

しかし、こうした説明に対しては、今後の混合診療の拡大が否定されたわけではないとして、依然として懸念を表明する有識者もいる²¹。特に、附属書26-Aにおいて二国間協議が規定されたことで、今後も米国が満足するまで二国間協議が続けられるとの見方がある²²。また、第27章(運用及び制度に関する規定)では、TPP実施・運用を監督するため、各締約国の政府代表者から成るTPP委員会の設置が規定されたため、同委員会においても外国からの圧力がかかると見る向きもある²³。また、「国家と投資家の間の紛争解決条項」(Investor-State Dispute Settlement: ISDS)による提訴が、国民皆保険や薬価の制度に影響を及ぼす可能性が指摘されている²⁴。

¹⁶ 「TPP分野別ファクトシート：医療等分野」前掲注(2), p.2; 「TPPを巡る懸念や不安に関するQ&A」(Q6. 国民皆保険制度に影響はありませんか。混合診療が認められるのでしょうか。)内閣官房TPP政府対策本部HP <<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/qanda/index.html>>

¹⁷ 「TPP分野別ファクトシート：医療等分野」同上, p.1.

¹⁸ 「医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続の公正な実施についての附属書の適用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡」(法的拘束力を有しない文書)内閣官房TPP政府対策本部HP <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/sl_zanteikariyaku/160107_sl_zanteikariyaku16.pdf>

¹⁹ 「TPPを巡る懸念や不安に関するQ&A」前掲注(16)

²⁰ 同上(Q7. 医薬品の価格が高騰するのではないのでしょうか。)

²¹ 岡田知弘「なぜ社会保障費抑制・規制改革に歯止めがかからないのか」『月刊保険診療』71(1), 2016.1, p.25; 青木大樹「NAFTA、米韓FTAから読む米国の本音」『エコノミスト』4426号, 2015.12.8, pp.48-49; TPPテキスト分析チーム 前掲注(12), pp.76-80.

²² 東谷暁「国民の医療制度に対する理解を高め、アメリカの圧力に屈服しない政権を」『月刊保険診療』71(1), 2016.1, p.31.

²³ 岡田 前掲注(21)

²⁴ 同上

VIII 知的財産権—著作権を中心に—

1 知的財産に関する TPP の規定の概要

知的財産の保護は、1994 年成立の WTO 協定の附属書「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS 協定)において貿易上のルールとして明確に位置付けられた。近年は、先進国を中心に、複数国間の FTA/EPA 等に知的財産保護のルールを盛り込む例が増えている。TPP も第 18 章を「知的財産」に充てており、商標、地理的表示、特許、意匠、著作権、開示されていない医薬品等の試験データ、営業秘密等の知的財産の保護について、TRIPS 協定より高度又は詳細な規律 (TRIPS プラス) を含む規定を設けるとともに、権利行使手続、国境措置等についても規定している。著作権法以外に法改正が必要とされる主な事項は、表 8-1 のとおりである (医薬品のデータ保護期間 (第 18.50 条) 等については、VII を参照。)

表 8-1 TPP 第 18 章「知的財産」の規定を受けて法改正が必要とされる主な事項 (著作権法以外)

対象	主な内容
特許法	<ul style="list-style-type: none"> 新規性喪失の例外規定 (特許出願前に自ら発明を公表した場合等に、公表日から 12 か月以内にその者が行った特許出願に係る発明は、その公表によって新規性等が否定されないとする規定) の導入を義務付け (第 18.38 条)。 特許出願の権利化までに生じた不合理な遅延 (出願から 5 年、又は審査請求から 3 年を経過した特許付与の遅延を含む。) について、特許期間の延長を認める制度の導入を義務付け (第 18.46 条)。
商標法	<ul style="list-style-type: none"> 商標の不正使用に対し、民事上の法定損害賠償又は追加的損害賠償の制度を整備 (第 18.74 条第 7 項)。

※このほか TPP 上は義務規定ではないが、農林水産物等の名称 (地理的表示) の国際協定に基づく外国との相互保護等実施のため、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(平成 26 年法律第 84 号)の改正が予定されている。(出典) TPP 第 18 章、「総合的な TPP 関連政策大綱」参考資料 p.25 (「特許・商標関係の制度整備」)。内閣官房 TPP 政府対策本部 HP <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/14/151125_tpp_seisakutaikou03.pdf> 等を基に筆者作成。

TPP 交渉において米国が自国コンテンツ産業等の要望を受けて知的財産の保護強化を重視していると伝えられる中¹、交渉過程で流出したとされる文書や、2007 年締結の米韓 FTA (2012 年発効) の規定等も踏まえ、日本でも早くから TPP の知的財産関係規定、特に著作権関係規定 (第 18 章第 H 節「著作権及び関連する権利²」) には関心が持たれてきた。

著作権関係規定のうち、国内実施のために日本の「著作権法」(昭和 45 年法律第 48 号)改正が必要な事項として挙げられているのは、①著作物等の保護期間の延長、②著作権侵害罪の一部非親告罪化、③法定の損害賠償又は追加的な損害賠償に係る制度整備、④著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段 (アクセスコントロール) に関する制度整備、⑤配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与の 5 点である³。以下では、これらについて概要を説明する。

TPP 大筋合意を受けて文化審議会著作権分科会 (以下「著作権分科会」) の法制・基本問題小委員会では、平成 28 年 2 月に制度整備の考え方をまとめた報告書⁴ (以下「小委員会

¹ 中川淳司「TPP で日本はどう変わるか? (第 5 回) TPP の内容 (3) 知的財産、競争政策、電子商取引」『貿易と関税』705 号, 2011.12, p.49; 福井健策「警告 著作権が主戦場になる!」『文藝春秋』90 巻 1 号, 2012.1, pp.156-160.

² ここでいう「関連する権利」は、実演家及びレコード製作者に対して与えられる権利である (第 18.62 条)。また、TPP における「実演」とは、「レコードに固定された実演 (音の実演)」を指す (第 18.1 条第 1 項)。

³ 「TPP 協定に定められている著作権法整備に関わる事項の概要について」(文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会 (第 6 回) 資料 2) 2015.11.4. 文化庁 HP <http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h27_06/pdf/shiryo_2.pdf> なお、TPP 交渉と並行して行われた日米並行交渉に関する書簡において、現時点でデジタル方式の録音録画物のみが対象となっている違法ダウンロード刑事規制の適用範囲拡大に関し、可能な限り速やかに、遅くとも TPP 協定が日米両国について効力を生ずる時まで、日本国政府が文化審議会著作権分科会に再度諮問することが記載された (「保険等の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡」 pp. 17-18. 内閣官房 TPP 政府対策本部 HP <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/side_letter_yaku/side_letter_yaku21.pdf>)。

⁴ 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会『環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定に伴う制度整備の

報告書」)を示しており、これに基づいて改正法案が提出されるとみられる。

2 保護期間の延長

TPP では、著作物、実演又はレコードの保護期間を次のとおりとしている(第 18.63 条)。

- (a) 自然人の生存期間に基づいて計算される場合 著作者の死後少なくとも 70 年
 (b) 自然人の生存期間に基づいて計算されない場合
 (i) 当該著作物等の権利者の許諾を得た最初の公表の年の終わりから少なくとも 70 年
 (ii) 当該著作物等の創作から 25 年以内に権利者の許諾を得た公表が行われなかったときは、当該の創作の年の終わりから少なくとも 70 年

現行著作権法では、著作権の保護期間について、原則として著作者の死後 50 年(第 51 条第 2 項)と規定しており⁵、実演、レコードの保護期間も、その実演後 50 年、発行後 50 年となっている(第 101 条第 2 項)。TPP の国内実施のためには法改正による保護期間の延長が必要となる。ただし、映画の著作物の保護期間については、平成 15(2003)年の法改正により、公表後 50 年から公表後 70 年へと延長されている(第 54 条第 1 項)。

著作者の死後 50 年等という現行保護期間は、ベルヌ条約⁶等の国際条約に基づくものだが、先進国では、これを著作者の死後 70 年等に延長する動きがある。EU では、1993 年の指令により著作権保護期間を著作者の死後 70 年とすることを加盟国に義務付け、2011 年の指令では、実演家やレコード製作者の権利の一部も延長した。米国でも、1998 年の法律により著作者の死後 70 年等に延長した。また、豪州や韓国のように、欧米との FTA 締結に伴い、著作者の死後 70 年等に延長した例もある。TPP 署名国の中で、保護期間の延長が必要となるのは、日本のほか、カナダ、NZ、ベトナム、ブルネイ、マレーシアである。

著作者の死後 70 年等への保護期間延長については、日本でも、著作権分科会等でこれまで議論されてきた。最近も平成 19(2007)年から著作権分科会の「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」で検討されたものの、賛否が分かれて意見集約に至らなかった⁷。その際の賛否両論の主な理由は、表 8-2 のとおりである。

表 8-2 過去の著作権分科会の議論における著作権保護期間延長への賛成・反対の主な理由

保護期間延長に賛成の理由	保護期間延長に反対の理由
<ul style="list-style-type: none"> ○欧米諸国の間で保護期間を著作者の死後 70 年に延長する国が増えていることから、国際的調和を図る必要。 ○延長により著作者の創作のインセンティブが増加。 ○出版社やレコード会社等が延長による収益を新たな創作に投資することにより次世代の創作者に機会が与えられ、創作サイクルの源泉が豊富化。 ○日本が知的財産立国を目指し、文学作品、マンガ、アニメ等の海外輸出を推進しようとしている中、延長は日本に有利。 	<ul style="list-style-type: none"> ●書籍出版では、延長した場合の創作者の収益増加は 1~2%程度との分析もあり、保護期間延長が創作のインセンティブ増加につながるのか疑問。 ●延長により権利関係の調査が一層困難になるなど権利処理のコストが増大し、十分な商業的価値を持たない多くの著作物が死蔵されるおそれ。 ●既存の著作物に基づく二次創作に影響が及ぶおそれ。 ●日本の著作権の国際収支は赤字となっているが、輸入される米国等の著作物の保護期間が延長されることにより、輸入超過や国際的な知財の偏在が固定化されるおそれ。

(出典)「ヒアリング等で出された主な意見の整理(第 6 回後更新版)」(文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会(第 7 回)参考資料 1) 2007.9.3, pp.12-23 等を基に筆者作成。

在り方等に関する報告書』(平成 28 年 2 月)(文化審議会著作権分科会(第 43 回)資料 3-2) 文化庁 HP <http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/43/pdf/shiry03_2.pdf>

⁵ 無名・変名や団体名義の著作物の場合には、その公表後 50 年(著作権法第 52 条第 1 項及び第 53 条第 1 項)。

⁶ 「1971 年にパリで改正された著作権に関するベルヌ条約」(昭和 50 年条約第 4 号)

⁷ 文化審議会著作権分科会『文化審議会著作権分科会報告書』(平成 21 年 1 月) pp.194-199. 文化庁 HP <http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/shingi_hokokusho_2101.pdf>

TPP 大筋合意後の国内の反響をみると、権利者団体が保護期間延長を歓迎しているのに対し、著作物を利用する側からはこれまでと同様の懸念が示された。延長に伴い、権利者不明で利用できない著作物（孤児著作物）が増加し、図書館や非営利団体等のデジタルアーカイブ事業等に支障が生ずるなど、著作物の円滑な利用に影響が及ぶおそれも指摘されている。⁸

小委員会報告書では、国際調和の観点重視し、保護期間を著作者の死後 70 年等まで延長することが適切と述べている⁹。なお、既に保護期間が満了した著作物の保護を復活することは適切でない¹⁰。また、延長に伴い増加が予想される権利者不明著作物等の利用円滑化のため、裁定制度の改善、権利情報の集約等を通じたライセンスの環境整備等の方策について検討し、順次適切な措置を講ずるべきとしている¹¹。

海外の利用円滑化策の例をみると、EU では 2012 年に孤児著作物指令を制定し、図書館等の公共機関に対し、その蔵書中の権利者不明著作物について、権利者等に関する入念な調査の実施を条件として、デジタル化、公衆への提供等の利用を認めるとともに、権利者不明の状態を加盟国間で相互承認する仕組みの整備を加盟国に義務付けた¹²。米国では、1998 年に保護期間を著作者の死後 70 年に延長した際、保護期間の最後の 20 年間にある著作物について、その商業的利用の状況等に関する相当の調査を行った上で、図書館等が保存、研究等のためにデジタル形式等での複製、頒布等を行い得るとの権利制限規定を設けている。

なお、第二次世界大戦中の期間を旧連合国の著作物の保護期間に加える戦時加算の撤廃については、対象国（米国、豪州、カナダ、NZ）との調整の結果、権利管理団体と権利者との間の権利不行使に向けた対話を奨励し、必要に応じて他の適切な措置の検討等のため政府間で協議を行う旨を確認する書簡¹³が各国政府と日本政府との間で交換された。

3 著作権侵害罪の「非親告罪化」

TPP では、故意により商業的規模で行われる著作権又は関連する権利を侵害する複製に係る罪について、告訴を必要としない非親告罪とすることを規定している（第 18.77 条第 6 項 (g)）。ただし、この規定の適用については、市場における著作物等の利用のための権利者の能力に影響を与える場合に限定することができるとの注が付された。

現行著作権法に定められた罪の多くは、親告罪とされているため（第 123 条第 1 項）、TPP の国内実施のためには法改正が必要となる。TPP 署名国で著作権侵害罪を親告罪としているのは、日本とベトナムだけである。

⁸ 「法制・基本問題小委員会（第 6 回）における主な意見の概要」（文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第 7 回）資料 2）2015.11.11, pp.1-4. 文化庁 HP <http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h27_07/pdf/shiryo_2.pdf>; 「著作権の保護 20 年間延長へ TPP で「青空文庫」大打撃」『週刊ダイヤモンド』4601 号, 2015.10.17, p.67.

⁹ なお、視聴覚的実演については、TPP の義務の対象外だが、音の実演と同様に延長の対象とすることが適当とする一方で、放送事業者等の権利は今回の延長の対象外とした。また、日本映画製作者連盟等が求めていた映画の著作物の保護期間を公表後 95 年とすることについては、今回の延長には含めないこととした。

¹⁰ TPP 第 18.10 条第 2 項では、各締約国は、自国についての TPP の効力発生日に自国領域内で既にパブリックドメインにある対象事項について、保護の回復を要求されないと規定している。

¹¹ このうち裁定制度の改善については、平成 26 年度の著作権分科会の検討の中で、①公的機関に対して、補償金の事前の供託を求めず、権利者が現れた時点での支払を認める制度を検討すること、②過去に権利者不明著作物等として裁定を受けた著作物等に関して、第三者による過去の調査結果の援用や、調査要件の緩和を認めることが適当との考え方が示され、②に関しては、関係する告示の改正が平成 28 年 2 月に行われた。

¹² 権利者不明とされた孤児著作物は、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）のデータベースに登録される。

¹³ 著作権の保護期間に関する日本国政府と各国政府との間の書簡（日本語訳）は、次のページに掲載されている。「TPP 交渉参加国との間で作成する文書（訳文）」内閣官房 TPP 政府対策本部 HP <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_side_letter_yaku.html> ただし、これらの書簡は、法的拘束力を有しない文書とされる。

TPP における非親告罪化の規定について、日本では、アニメやマンガの二次創作への影響が問題となった。「コミックマーケット（コミケ）」で販売される同人誌には、既存のアニメ等の二次創作が少なくなく、厳密に言えば著作権侵害の疑いがあるが、アマチュアの参加者の中から将来のプロ作家が育つなど、日本のマンガ文化へのコミケの貢献を考慮して、著作者や出版社は二次創作を黙認してきたとされる。非親告罪化された場合、二次創作の作者らが警察の捜査や第三者による告発等をおそれて作品の発表を控えるなど、創作活動への萎縮効果が生じることへの懸念が表明されていた。¹⁴

最終的に TPP の規定には、締約国が適用範囲を限定できるとする注が付され、大筋合意後の平成 27（2015）年 11 月に開催された政府の知的財産戦略本部会合では、安倍晋三首相から、制度整備に当たり、特に著作権に関して二次創作が萎縮しないよう留意する旨の発言があった¹⁵。「総合的な TPP 関連政策大綱」にも、非親告罪化の対象範囲を適切に限定する旨が記載された。小委員会報告書は、海賊版対策の実効性確保のため、非親告罪化について必要な制度整備を行うとする一方で、その対象範囲を限定するため、①現に市場において権利者により有償で提供・提示されている著作物等であること、②原作のまま、著作物等に改変を加えずに利用する侵害行為であること、③著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害される場合であること、という 3 つの要件を示した。これにより、海賊版が非親告罪の対象になる一方で、二次創作行為は対象から除かれるとしている。

4 著作権法改正が必要とされる他の事項

小委員会報告書に示された著作権法改正の方向性は、表 8-3 のとおりである。

表 8-3 小委員会報告書に示された著作権法改正の方向性

事項	著作権法改正の方向性
法定の損害賠償又は追加的な損害賠償に係る制度整備（第 18.74 条第 6 項、第 8 項及び第 9 項）	著作物等の使用料相当額を損害額として損害賠償請求をなし得るとする現行著作権法第 114 条第 3 項の規定により損害賠償請求を行う場合、対象となる権利が著作権等管理事業者の管理するものであるときは、当該事業者の定める使用料規程により算出した額を損害額として請求できる旨を法律上明記する。
著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段（アクセスコントロール）に関する制度整備（第 18.68 条）	著作権支分権の対象でない視聴等を制限するアクセスコントロール機能のみを有する保護技術（現行著作権法の保護の対象外）についても、例えば、現行著作権法第 113 条のみなし侵害の形で、回避行為に対する民事上の権利行使を可能とする。回避行為自体を刑事罰の対象とすることには慎重であるべきだが、回避用装置等を流通させる行為や、反復継続した回避サービスの提供は刑事罰の対象とする。
配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与（第 18.62 条第 3 項 (a)及び注 1）	CD 等を介さずインターネット等から直接配信される音源（配信音源）の放送等での二次使用については、日本が WIPO 実演・レコード条約（WPPT）を批准した際に留保を付したため、現行著作権法では、実演家及びレコード製作者に対し、放送事業者等への二次使用料請求権が付与されていないが、当該の請求権を付与する。

（出典）文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会『環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に伴う制度整備の在り方等に関する報告書』（平成 28 年 2 月）を基に筆者作成。

5 今後の課題

著作物の利用円滑化方策については、TPP に伴う保護期間延長の議論以前から、検討の必要性が指摘されている。いわゆる「柔軟性の高い権利制限規定」の導入を求める要望も寄せられている。権利保護と利用の均衡に留意しつつ、議論を尽くすことが望まれる。

¹⁴ 「もう一つの焦点 創作活動萎縮させる「非親告罪化」の危険性」『エコノミスト』4319 号、2013.12.10, p.96; 赤松健（聞き手：大堀達也）「インタビュー "黙認"が日本の漫画を発展させた 「同人マーク」に希望託す」同, p.97.

¹⁵ 「知的財産戦略本部会合議事録」2015.11.24. 首相官邸 HP <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/151124/gijiroku.html>>

おわりに

今後、署名した協定テキストの内容や、政府が決定した国内対策を踏まえて、TPP 批准の是非、関連法の整備等が国会において審議されることになる。取り上げた農林水産業、食品安全、工業品、投資・サービス（以上、各論（上）り）、政府調達、金融分野、医療分野、知的財産権（以上、本稿）は、TPP 交渉に参加することの是非が論じられた時期から、国民生活や国内産業への影響が懸念された事項である²。

これら各論編は、TPP の条文や附属書、参加国間の交換文書等を確認し、それらを踏まえた政府の見解や識者の見方を紹介した。今後も、我が国への TPP の影響や、対策の妥当性についての議論が深まっていくことが予想される。

TPP は「生きている協定」とも言われ³、締約国の代表者で構成される TPP 委員会が、TPP の実施・運用に関する問題の検討に加え、発効後 3 年以内及び定期的な見直しや、TPP の改正や修正の提案を検討すること等を規定している（第 27 章）。日本をはじめ、参加国の国内手続の行方は予断を許さないものの、TPP が発効に至った場合、TPP をどのように運用するかということが重要な課題となろう。

【執筆者一覧】

はじめに	経済産業調査室	小池 拓 自	
I 農林水産業	農林環境課	工藤 豊	
II 食品安全	農林環境課	工藤 豊	
III 工業品	経済産業課	田中菜採兒	
	国土交通課	高峯 康世	
IV 投資・サービス	経済産業調査室	小池 拓 自	
	国土交通課	神足祐太郎	(以上 902 号)
V 政府調達—公共事業を中心に—	国土交通課	鈴木 賢 一	
VI 金融分野	財政金融課	雨宮 卓 史	
VII 医療分野	社会労働課	田辺 智 子	
VIII 知的財産権—著作権を中心に—	次 長	寺倉 憲 一	
おわりに	経済産業調査室	小池 拓 自	(以上本号)

¹ 「TPP の概要と論点 各論（上）—環太平洋パートナーシップ協定署名を受けて—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』902 号, 2016.3.18. なお、TPP の交渉経緯、特徴、課題などについては、本稿の総論編である小池拓自・田中菜採兒「TPP の概要と論点 総論編—環太平洋パートナーシップ協定署名を受けて—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』901 号, 2016.3.18 を参照。また、農業分野の交渉経緯や大筋合意概要については、森田倫子「農業分野の TPP 関税交渉の経過と大筋合意」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』879 号, 2015.10.27. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9519240_po_0879.pdf?contentNo=1> を参照。

² 日本が交渉に参加する以前の国内議論については、調査及び立法考査局「環太平洋経済連携協定(TPP)をめぐる動向と課題」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』735 号, 2012.2.2. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3382440_po_0735.pdf?contentNo=1>; 伊藤白・田中菜採兒「環太平洋経済連携協定 (TPP) の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』770 号, 2013.2.12. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_7269147_po_0770.pdf?contentNo=1> を参照。

³ 中川淳司「TPP 大筋合意の内容—一条文構成と合意の概要—」『貿易と関税』752 号, 2015.11, pp.4-11.